

新 版

新法律学辞典

有 斐 閣

新 版

新法律学辞典

編 集 代 表

我 妻 栄



有 斐 閣

著作権所有



新
版 新法律学辞典

昭和27年12月10日 初版第1刷発行
昭和42年9月20日 新版初版第1刷発行
昭和54年3月30日 新版初版第19刷発行

¥ 4,000.

編集代表 わが つま さかえ
我 妻 栄

発行者 え 江 くさ ただ あつ
江 草 忠 允

発行所 東京都千代田区神田 株式会社 有 斐 閣
神保町2丁目17番地

電話 (264) 1311 (代表)
郵便番号 [101] 振替口座 東京6-370番
本郷支店 [113] 文京区 東京大学正門前
京都支店 [606] 京都市左京区田中門前町44

印刷・株式会社 精 興 社 製 本・株式会社 高 陽 堂
本文用紙・本州製紙株式会社 クロス・ダイニック株式会社

© 1967, Printed in Japan 落丁本・乱丁本はお取替えいたします。

1532-000024-8611

新 版
編集・執筆者

碧 海 純 一	*新 堂 幸 司
芦 部 信 喜	瀬 元 美 知 男
池 原 季 雄	高 野 雄 一
石 井 紫 郎	*竹 内 昭 夫
*石川吉右衛門	竹 下 守 夫
伊 藤 正 己	田 中 英 夫
鴻 常 夫	寺 沢 一
*雄 川 一 郎	豊 崎 光 衛
片 岡 輝 夫	成 田 頼 明
*加 藤 一 郎	*平 井 宜 雄
*金 沢 良 雄	*平 野 龍 一
*金 子 宏	*藤 木 英 雄
久 保 正 幡	藤 田 勇
小 菅 芳 太 郎	藤 田 晴 子
小 林 直 樹	星 野 英 一
*塩 野 宏	前 田 庸
滋 賀 秀 三	*三 ケ 月 章
霜 島 甲 一	*矢 沢 惇

(五十音順, *印の執筆
者は編集者を兼ねる)

初 版
編 集・執 筆 者

石 井 照 久	来 栖 三 郎
石 井 良 助	末 延 三 次
石 川 吉 右 衛 門	杉 村 章 三 郎
伊 藤 正 己	鈴 木 竹 雄
江 川 英 文	高 野 雄 一
雄 川 一 郎	田 中 二 郎
尾 高 朝 雄	團 藤 重 光
加 藤 一 郎	平 野 龍 一
金 沢 良 雄	三 ヶ 月 章
兼 子 一	宮 沢 俊 義
川 島 武 宜	矢 沢 惇
菊 井 維 大	横 田 喜 三 郎
久 保 正 幡	我 妻 栄

(五十音順)

新 版 序

新法律学辞典の旧版を世に送り出したのは、昭和27年である。この年は、講和条約の発効によって、日本が占領体制を離れ、独立への歩みをふみ出した年であった。講和発効という時点における、日本の法律制度の概観を示すということが、かくて、旧版の一つのねらいでもあったわけである。

それから15年、この新法律学辞典が、日本の法の激動期において、法律の研究と実務に必要な基礎的参考資料の一つとしての大きな役割を果たしてきたことは、われわれのひそかに自負するところである。しかしながら、この間にも法律制度の進展、法令の改廃は絶えることなく行なわれ、部門によっては、全く面目を一新するにいたったものも少なくない。こうした事態のもとで、本辞典の改訂の要望が高まってきたのは当然のことである。われわれもその必要と責任を痛感していたが、それには慎重な計画と丹念な準備が必要であったため、容易に手をつけることができなかった。それだけに、ここによりやく新版を完成して、その責めを果たすことができたことは、編集者一同の大きな喜びである。

新版の編集にあたっては、旧版の長所をできるだけ維持しながら、新しい事態に適應せしめることを基本方針としたのはいうまでもない。項目の厳選、簡にして要を得た正確な叙述という旧版の意図は、そのまま新版にも引きつがれている。この間における法律制度の新展開によって2,000余の新項目の追加、500余の旧項目の削除が必要になった。その結果、項目数全体としては、かなりの増加がみられるようになった。また、項目としては変動のないものであっても、内容は全部、現在の時点において点検しなおし、必要に応じて改訂を加えたことはいうまでもない。

この15年の推移は、内容の点のみならず形式の点でも、多少の修正を試みるのが適當であると感じさせるようになった。旧版の用字や用語、かなづかいなどについての方針を改め、当用漢字、新か

なづかい、新送りがななど現行の新国語表記法によることとし、旧版の叙述にかなりの程度にみられた文語的修飾を避けて、できるだけ平明な表現をとったことなどは、その一例である。

この新版が、旧版と同じように、各方面でひろく利用されることを念願する次第である。

昭和42年7月18日

編集代表 我 妻 栄

序

今や、社会の各方面において、小項目主義の法律学辞典が強く要望されている。

新憲法の施行とともに、わが国の法律体系は根本的に変革された。旧憲法のもとにおける法律は、ことごとく新憲法の原理に従つて切りかえられた。そして、いままた、講和の発効とともに再編成されようとしている。その間に、廃止され、修正され、制定された法令は、実におびただしい数に上る。しかも、これらの法令は、絶えず、新しい用語を作り、新しい概念を産んできた。今日においては、法律の専門家でも、これらの法令の変遷の跡を正確に指示し、これらの新概念の意味を簡潔に教えてくれる手引を座右に備えずには、いかなる法律も自信をもつて解釈することができない有様である。

それだけではない。民主主義政治体制の確立とともに、すべての社会人は、法律を自分たちの作つたものとして理解し、批判することを要求され、多くの心ある人々は、この責務を自覚して、法律を理解しようと努めている。しかし、法律は依然として難解を極めてゐる。文章は一見平易になつたとはいえ、おびただしい法令相互の関係は一層複雑になり、新しい用語と概念が作り出されたために、多少の法律的素養のある人も途方に暮れる有様である。

かようにして、小項目主義の法律学辞典の必要が痛切に感じられているのだが、この要望に応えることは極めて困難である。この任務を果す辞典は、法令改廃の跡を忠実に指示し、現行法の相互関連を正確に表すとともに、各法域にわたる法律上の用語・概念をもなく項目として掲げこれに簡潔な説明を加える法令百科全書ともいふべき一面を備えねばならない。と同時に、現行法の正しい理解に必要な限りにおいて、法哲学・法制史及び外国法の分野にもわたつて、法律上の基本的な制度や主義についても学理的な解説を与える法律学教科書の一面をも備えねばならない。ハンディな形の辞典にこれらの要求を満足させるような内容を盛り込むことは、実に容易

なことではない。

われわれは、微力を顧みず、日々法令の変転する情勢と闘いながら敢えてこの難事業に従い、漸く本書を世に送る運びとなつた。課せられた使命が充分に実現されているか否かは、各界の批判に俟たねばならないであろう。

法律を取り扱う書物にとつて、ある一定の日を基準とし、その日における法令状態を正確に捉え、全項目の解説をこの状態に統一することは、その書物の生命である。同時に、上の基準日は、できるだけ発行期日に近接しなければならない。この二つの、実は相反する要請を満たすために、われわれは最善の努力を尽したが、なお、追補を附した事情については止むを得ないものと諒承されることを希望する。

われわれがこの仕事に着手して三年の余になる。その間における編集兼執筆者一同の見事な協力と異常な努力とは、本書をして相当高い学術的水準に達せしめたものと、ひそかに自負している。そして本書が些か識者の期待に応える価値を持つとすれば、その栄は、まさに、諸氏の努力と協力に帰せられるべきものである。特に記して衷心よりの敬意と謝意を表したい。

昭和27年11月3日 文化の日に

編集代表 我 妻 栄

凡 例

I 編集の方針

(1) 法令百科全書としてのねらい

わが国の現行法を中心として各法域にわたる法律上の主要な概念・用語をもれなく項目として掲げ、法令百科全書としての役割を果たさせようとした。このため、項目の選定にあたっては、国法全体の均衡に注意し、いわゆる六法を中心とする主要法律に偏することを避けて、社会法・産業法・経済法などの分野にも周到な配慮を加えるとともに、旧法に関するものも採録して現行法との関係をも明らかにした。

(2) 法律学教科書としてのねらい

法哲学・法律学概論・国際法はもとより、法制史・外国法についても意を用い、真の意味での法律学辞典となるようにした。このため、講学上の基礎的用語、学派、学者名、法諺なども、法律学研究上必要と考えられる項目はなるべく多く採録した。これに対して、法律学とは直接関連のない他の社会科学の分野に属するものは厳選した。

(3) 項目解説の基本的態度

項目の説明はどこまでも実質的であることに努め、単に形式的字義を説くにとどまることのないようにした。

(4) 項目相互の関連

項目相互の有機的統一に注意し、重複・矛盾を避け、最小の器に最大の内容を盛ることに努めた。

(5) 項目の選定及び解説の基準日

厳密に、昭和41年1月1日現在により、項目を選定しまた記述した。したがって、その記述により、同日における国法の体制を横断的に知ることができる。

(6) 追補項目の選定及び解説の基準日

昭和41年1月1日以降、同年12月31日までの、通常国会による商法改正法をはじめとする重要な改正法・新制定法によって、上記の本項目の記述に補訂を必要とする主要なものを、追補として巻末にまとめた。ただし、その記述は、その立法の趣旨・改正点を理解しやすくするため法令ごととし、項目に分けて説明を加えなかった。

II 編集の形式

A 項目の配列

(1) 五十音順による排列

項目の排列は新かなづかいによる五十音順とし、次の方針に従った。

- (イ) 国語の長音は「ウ」で表わし、その順序による。
- (ロ) 外国語を片かなで表わす場合は、長音は長音符「ー」を用い、排列は長音符を無視した順序による。
- (ハ) 促音は「ッ」で表わし、その順序による。
- (ニ) 外国人名で同姓の者が2人以上あるときは、名を括弧内に掲げ、その五十音順とした。

例：イエリネック（ゲオルク）

イエリネック（ワルター）

(2) 二様の読み方がある項目

読み方に二様の慣用があるものは、双方を各々の音順の場所に掲げ、どちらを引いても検索できるようにした。

(3) 複合項目

複合的な項目は、最初のことばだけの音順によった。

例：「更正・決定」は「コウセイ」の箇所に排列

B 項目と外国語

(1) 外国語項目の表示

外国語の項目は片かなで表わし、原則として、一般に慣用される読み方に従った。ただし、法制史上の用語、特にローマ法上の用語は正確な表音法によった。

(2) 外国人名項目の表示

1に同じ。付記した原名は、姓(surname)を先にし、名(Christian name)をあとにした。

(3) 外国語の術語

各項目には必要に応じて、対応する羅（ラテン語）・英・独（ドイツ語）・仏（フランス語）その他の外国語を掲げたが、正確に該当するものがない場合は、しいて不熟な語をあげることを避けた。ラテン語の j は、原則として i に統一した。

C 項目の記述

(1) 使用漢字・かなづかい

当用漢字・新かなづかいによる。当用漢字にない漢字及び読み誤られやすい漢字には、原則として読みがなをつけた。

(2) 法令の効力の表示

法令名が項目である場合、基準日現在で効力のある法令は、説明の最初に法令年番号を示し、すでに廃止・失効となっている法令は、説明文中で括弧内に法令年番号を小さな字で示して区別した。

(3) 法令年番号

法令年番号は掲げるのを原則としたが、説明中に出てくる法令が別に項目としてある場合又は法令名略語表にある場合は、これを省略した。

(4) 法令の条文の引用

括弧内に法令・条文を引用するときは、次のようにした。

(イ) 法令を引用するときは、その法令名については、略語表にあるものはそれに従い、それ以外のものは法令年番号(項目としてある法令は省く)と法令名を正しく出した。

(ロ) 同一項目の説明中に同一法令の条文を数カ所で続いて引用するときは、最初に法令名(又は略語)を示し、その後は一々繰り返すことをやめた。

(ハ) 条文を引用するときは、同一法令の条文はナカグロ(・)で、異なる法令の条文はコンマ(,)で区切った。

(ニ) 条文を引用するときは、条文数はアラビア数字で、項数は①、②…で、号数は下付きのイタリック数字で示した。

例：破 142①³ は、破産法第 142 条第 1 項第 3 号の意

(ホ) 連続する三つ以上の条・項・号を引用するときは、その条・項・号の中間のものは略し、～の記号でそれを示した。

(ヘ) 同一条文の異なる号を二つ以上連続して引用するときは、その号を表わす数字の間に区切りの記号を入れず、間隔をあけるだけにした。

(ロ) 記述中ある法令の規定であることを明示して説明を加え、その末尾の括弧内に条文を引用するときは、原則としてその法令名は括弧内に示さなかった。

(ハ) 法令名・条名・条文で片かなのものは、すべて平がなで表わした。

(5) 外国語

(イ) 説明中に引用される外国語には、その母国を示した。

(ロ) 説明中に引用される外国書名は、原語及び発行年を示し、英・独・仏語のものは邦訳のあるものに限って、それ以外のもの(たとえばラテン語・イタリア語)については全部に、括弧内に訳名を掲げた。

- (イ) 外国語は、固有の制度・人名等についてはその属する国語一つに限ったが、ギリシア人等については、他国語(主として英語)をあわせて掲げるようにした。

D 項目相互の関連

(1) 複合項目の利用

相互に特に密接に関連する事項、たとえば一般法と特別法、有限責任と無限責任のようなものは、「一般法・特別法」「有限責任・無限責任」のように複合的な項目とし、一括して説明した。この場合は同時に、「特別法」「無限責任」も別に項目として該当箇所に出し、検索の便宜を図った。

(2) * の利用

ある項目の説明に用いられている用語で、その用語が別に項目としてもあり、その別の項目の説明を参照することが、ある項目の理解に便宜であるときは、その用語の左肩に(*)をつけることにした。この場合、

- (イ) 同一の語に始まるいくつかの項目があり、どの項目を参照するのか紛らわしいとき、あるいは参照する項目名が長いときには、終りの字の右肩にアポストロフィ(')をつけて、かかり方を示した。

例：*売買、*売買取引'；*公訴事実の同一性'

- (ロ) 頭初又は末尾の語を共通とする2項目にまとめて(*)をつける場合には、次の便法を用いた。

例：*有価証券の募集'・引受け' は*有価証券の募集' と*有価証券の引受け' の両項目を参照の意

*双務・*有償契約' は*双務契約と*有償契約の両項目を参照の意

(3) → の利用

ある項目について、特に他の項目の参照が望ましいときには、記述中に「×××」を見よ とするか、→「×××」としてその項目を示した。この場合、

- (イ) 記述の最後に →「×××」 とあるときは、その項目の説明全体に関連する。
(ロ) 記述中に (→「×××」) とあるときは、特にその直前の箇所の説明に関連する。

(4) 参照項目の整理

参照項目(特に説明を加えず、単に他の項目を参照するように示した項目)についても、その内容に応じて、次のような区別を用いた。参照項目が

- (イ) 他の項目と同義の場合、「×××」に同じ とした。

例：**解釈法学** 「法解釈学」に同じ。

- (ロ) 他の項目の略称である場合、「×××」の略称 とした。

例：公序良俗 「公の秩序善良の風俗」の略称。

- (イ) 他の項目の解説の中で説明されている場合に限り、→「×××」とした。

例：障害未遂 →「未遂」

- (ロ) 二様の読み方がある場合、説明をしなかった項目から説明のある項目を参照するときは、→ ××× とした。

例：親子関係事件 →シンシカンケイジケン

III 追 補

(1) 追補の内容

昭和41年1月1日から同年12月31日までの間の新制定法令・改正法令のうち主要なものを、法令ごとに解説した。

(2) 基本項目との関連

追補で解説された法令の記述に関連のある本項目には、その項目名の頭にダガー(†)をつけた。追補では、記述が法令ごとにされているので、記述中参照が望ましい本項目名、及び本項目との関連上新たに採録が必要となった項目(新項目)名をゴシック体(太字体)で示した。

IV 略 語

(1) 法令形式の略語

別表の、法令形式略語表による。

(2) 法令名の略語

別表の、法令名略語表による。

(3) 旧法の表示

法令名(略語を含む)の前に旧とあるのは、旧法をさす。

例：旧民 旧民法

(4) 旧規定の表示

法令名略語の次に旧とあって条文をあげていれば、現行法で削除されたか改正される以前の条文をさす。

(5) 附則等の表示

次の左の表示は、その右の意味である。

附 附則 前 前段

但 ただし書

後 後段

(6) 外国法典の表示

独民・仏民などあるのは、それぞれドイツ民法・フランス民法などをさす。

法令形式略語表

太告	太政官布告	郵	郵政省令
太達	太政官達	通	逋信省令
皇	皇室令	勞	勞働省令
法	法律	建	建設省令
勅	勅令	自治	自治省(庁)令
政	政令	内	内務省令
訓	訓令	最高裁規	最高裁判所規則
告	告示	会検規	會計検査院規則
閣	閣令	人規	人事院規則
總	總理府(庁)令	国公委規	国家公安委員会規則
法務	法務省(庁・府)令	外為委規	外国為替管理委員會規則
司	司法省令	電監委規	電波監理委員會規則
外	外務省令	証取委規	証券取引委員會規則
大	大藏省令	公達	郵政省訓令
文	文部省令	公正取引委員會告示	公正取引委員會告示
厚	厚生省令	公勞委告	公共企業体等労働委員會告示
農	農林省令	司布達甲	司法省布達
農商務	農商務省令	藏理	大藏省理財局關係通達
通産	通商産業省令	基収	労働省労働基準局(收受關係)通達
商	商工省令		
運	運輸省令	内発地	内務省關係通達
鉄	鐵道省令	電電公社公示	日本電信電話公社公示

法令名略語表

(項目にない法令には
法令年番号を掲げた)

あ		お	
1. M. F. 協定	国際通貨基金協定 (昭和 27 条 13)	大蔵省	大蔵省設置法 (昭和 24 法 144)
い		恩給	恩給法
遺言準拠法	遺言の方式の準拠法に関する法律	恩赦	恩赦法 (昭和 22 法 20)
う		か	
医師	医師法	河	河川法
意匠	意匠法	会	會計法
医療	医療法	外為管理	外国為替管理令 (昭和 25 法 203)
印税	印紙税法 (明治 32 法 54)	外為法	外国為替及び外国貿易管理法
印犯	印紙犯罪処罰法	海運	海上運送法
ウィーン条約		外銀	外国為替銀行法 (昭和 29 法 67)
運輸省	外交關係に関するウィーン条約	會計士	公認會計士法
逋用部資金	運輸省設置法 (昭和 24 法 157)	会検	會計検査院法
	資金逋用部資金法 (昭和 26 法 100)	外公	外務公務員法
		外資	外資に関する法律

会社更生 会社更生法
 海上保安庁 海上保安庁法 (昭和 23 法 28)
 海難審判 海難審判法
 開発 国土総合開発法
 外務省 外務省設置法 (昭和 26 法 283)
 下裁管轄 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律 (昭和 22 法 63)
 下事規 下級裁判所事務処理規則
 貸信 貸付信託法
 家審 家事審判法
 家審規 家事審判規則
 ガス ガス事業法
 学教 学校教育法
 ガット 関税及び貿易に関する一般協定
 割賦 割賦販売法
 貨幣 貨幣法
 為替集中規 外国為替等集中規則 (昭和 25 外為委規 4)
 監 監獄法
 環境衛生 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
 関税 関税法
 監則 監獄法施行規則 (明治 41 司 18)
 簡保 簡易生命保険法
 き
 議院証人 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 (昭和 22 法 225)
 機械振興臨措 機械工業振興臨時措置法
 揮発税 揮発油税法 (昭和 32 法 55)
 給与法 一般職の職員の給与に関する法律
 教育行政 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 教育中立 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
 行管 行政管理庁設置法 (昭和 23 法 77)
 教基 教育基本法
 教公特 教育公務員特例法
 教職免許 教育職員免許法
 行審 行政不服審査法
 行組 国家行政組織法
 行訴 行政事件訴訟法
 漁業 漁業法
 拒絶 拒絶証書令
 漁調組 漁業生産調整組合法 (昭和 36 法 128)
 近畿圏開発 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (昭和 39 法 145)
 銀行 銀行法

銀行則

区画整理
 宮内庁

刑
 警
 競
 警官職務
 計算規

刑施
 刑訴
 刑訴規
 刑特

競馬
 刑補
 計量
 結核
 憲
 檢疫
 建基
 原基
 檢察
 檢審
 建設
 原賠
 健保

小
 戸
 公海条約
 鈹害賠償臨措
 公企共済

鈹業
 航強規

航空
 航空則
 皇経
 公庫予算

銀行法施行細則 (昭和 2 大 31)

く

土地区画整理法
 宮内庁法 (昭和 22 法 70)

け

刑法
 警察法
 競売法
 警察官職務執行法
 株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則
 刑法施行法 (明治 41 法 29)
 刑事訴訟法
 刑事訴訟規則
 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

競馬法
 刑事補償法
 計量法
 結核予防法
 日本国憲法
 檢疫法
 建築基準法
 原子力基本法
 檢察庁法
 檢察審査会法 (昭和 23 法 147)
 建設業法
 原子力損害の賠償に関する法律
 健康保険法

こ

小切手法
 戸籍法
 公海に関する条約
 石炭鈹害賠償担保等臨時措置法
 公共企業体職員等共済組合法 (昭和 31 法 134)
 鈹業法
 航空機強制執行規則 (昭和 28 最高裁規 16)
 航空法
 航空法施行規則 (昭和 27 運 56)
 皇室経済法
 公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和 26 法 99)